

おっばい都市宣言のまちイメージキャラクター「きゅっと」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、おっばい都市宣言のまちイメージキャラクター「きゅっと」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて、必要な事項を定める。

(貸出しの対象者)

第2条 対象者は以下のとおりとする。

- (1) 県内各市町及び関係各機関
- (2) 各地域コミュニティ団体
- (3) 光市おっばい応援団（子育て応援事業所）
- (4) 市内子育てサークル
- (5) その他、光市こども政策課長（以下「管理者」という。）が適当と認めるもの

(貸出物品)

第3条 着ぐるみ及びその装備品（以下「着ぐるみ等」という。）とする。

(使用の承諾)

第4条 着ぐるみの借用を希望する者（以下「借用者」という。）は、あらかじめ着ぐるみ借用申請書（別紙1）を管理者に提出するものとする。

2 前項の申請は、借用を希望する日の3ヶ月前から受け付けるものとする。ただし、管理者が適当と認める場合については、この限りではない。

3 管理者は、第1項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出しを行わないものとする。

- (1) 光市や光市のおっばい都市宣言のイメージを損なうおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 営利目的の活動に使用する場合。ただし、光市おっばい応援団（子育て応援事業所）によるものであり、かつ、あらかじめ光市と協議し、承認を得たものを除く。
- (5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (6) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切であると認めるとき。

4 管理者は、着ぐるみの使用の可否について、借用者から提出のあった借用申請書の写しに記入の上、借用希望者に通知するものとする。

(貸出料金)

第5条 着ぐるみの貸出料金は、無料とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 管理者が貸出を承認した借用者は、次の号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) おっぱい都市宣言のまちイメージキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (2) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (3) 着ぐるみの使用について、注意事項(別紙2)を遵守して取り扱うこと。

(貸出方法)

第8条 借用者は、管理者から着ぐるみを受け取り、使用後は責任をもって速やかに返却するものとする。

2 貸し出しに伴う搬入及び搬出は、借用者が行うものとする。搬送にかかる経費は借用者が負担する。

(紛失、汚損等)

第9条 借用者は、故意又は過失により着ぐるみを紛失又は汚損した場合、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第10条 着ぐるみを利用しての事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、管理者は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(補足)

第11条 借用者は物品の著作権を侵害してはならない

第12条 その他この要領に定めのない事項は、借用者と管理者が協議して決定する。

附則

この要領は、平成29年7月18日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙1)

おっぱい都市宣言のまちイメージキャラクター「きゅっと」着ぐるみ借用申請書

年 月 日

光市こども政策課長 様

(借用希望者)

団体名

代表者名

おっぱい都市宣言のまちイメージキャラクター「きゅっと」貸出要領に基づき、着ぐるみの借用を申請します。

1 イベント名等	
2 使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分
3 使用場所	
4 使用方法	
5 イベント問合せ先	問合せ先名称 電話番号 HP
6 対象者及び 参加予定人数	
7 受取希望日時	年 月 日 (曜日) 時以降
8 返却予定日時	年 月 日 (曜日) 時まで
9 連絡先	担当者名 : 電話番号 :

※上記1～5までの項目は、市ホームページ等で公表することがあります。

年 月 日

様

光市こども政策課長

上記申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

<input type="checkbox"/> 使用可	特記事項 :
<input type="checkbox"/> 使用不可	理由 :

※イベント中のきゅっと登場画像の提供について御協力をお願いします。

メールまたはCD等での提供をお願いします。(メール kodomoseisaku@city.hikari.lg.jp)

(別紙2)

着ぐるみ等の使用上の注意事項

1 搬入・搬出

- (1) 着ぐるみのサイズを考慮し、車両はワンボックス車両またはトラックで搬入・搬出をすること。
- (2) トラックの場合、着ぐるみ専用のダンボールごと荷台に積み込み、転倒防止のためロープで固定すること。ただし、雨天時は不可とする。
また、車両の関係で、段ボールを横にして積み込む場合は、段ボールの向きに注意し、動かないように固定すること。
ワンボックス車両などで、やむを得ず専用箱での運搬ができない場合は、光市内に限り、専用箱なしでの搬入・搬出もよしとするが、その場合は着ぐるみが汚れないよう、覆いをしたうえで、荷台にもシートを敷き、運転中に着ぐるみが動かないよう固定すること。また、積み下ろしの扱いには細心の注意を払うこと。
- (3) 専用箱からの出し入れの際には、両腕の空いたところを持つようにし、頭部の花はもたないようにすること。また、頭部の花は壊れやすいので、箱の中や外の物にあてたりぶついたりしないように注意すること。

2 装着前準備

- (1) 光市こども政策課より提示される「きゅっと」装着方法（マニュアル）を熟読のこと。
- (2) きゅっとの装着、休憩用の控室を必ず用意すること。（囲いなど目に触れない状況が望ましい）また、控室の出入り口は、高さが180cm以上横幅が900mm以内であること。（原則）
- (3) 準備品として、以下を用意すること。
 - ア シート：着ぐるみを保管する際、必ず下に敷いてください。
 - イ 椅子：着ぐるみを着るときに使用します。
 - ウ 雑巾、バケツ：使用後は脚の汚れを取ってください。
 - エ 保冷剤：夏場など暑いときにご用意ください。
 - オ 消臭剤または抗菌スプレー：着ぐるみを着た後、着ぐるみのなかに吹き付けてください。表面、特に目などには吹き付けないこと。
 - カ 扇風機：夏場など暑いときにご用意ください。

3 着脱するとき

- (1) 着脱の際は、関係者以外（特に子ども）の目に触れないよう注意すること。
- (2) 着用の際は、素肌が直接触れないように、長袖、長ズボン、手袋（軍手等）、タオルを着用すること。
- (3) 着脱の際は、着ぐるみを破損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。（活動するときも同様。）

4 活動するとき

- (1) 当日の会場、天候及び体調等を考慮して適宜休憩をとり、交代要員を配置するなど、無理のない活動計画を立てること。
- (2) 会場の気温等を考慮し、こまめに水分補給を行うなど、十分な暑さ対策を講じること。
- (3) 着ぐるみの活動は室内または舗装されている箇所とし、土、芝生の上を歩かせないこと。
- (4) 雨雪時は原則として使用を控えること。また、使用中に雨雪となった場合は、直ちに使用を中止し、使用後に清潔なタオル等で水気を拭き取り、十分に乾燥させること。
- (5) 視界が狭いため、活動の際は誘導者を付けること。ただし、足下等が危険な場合を除き原則として手を繋いでの誘導は行わないこと。また、幼児等にぶつかったり、倒したりする恐れがあるので、急に振り向いたり急に走り出したりすることは避け、転倒にも十分注意すること。
- (6) きゅっとのイメージを保つため、品位を傷つけるような動きやポーズはしないこと。また、着用時は声を出さないこと。ジェスチャー以外で「きゅっと」からのメッセージを伝える必要がある場合は、司会者等が「きゅっと」から耳打ちされる形で代弁すること。
- (7) 誘導者は、着ぐるみをたたいたり、押ししたりする人がいた場合は、直ちに制止するとともに、再発防止に努めること。
- (8) きゅっとは性別を定めていないため、「きゅっと」または「きゅっとちゃん」という呼び方で対応すること。
- (9) 控え室での写真撮影は厳禁であること。また、着替え途中の「きゅっと」の撮影は絶対に使わないこと。

5 使用後について

- (1) 消臭スプレー等を使用し、風通しの良い場所で、十分に乾燥させること。
- (2) 汚れた場合は、汚れを十分に落とすこと。
- (3) 屋外で使用した際は、靴底の汚れを必ず雑巾等で拭き取ること。
- (4) 破損したり部品を無くしたりした場合は、速やかに光市こども政策課に申し出ること。

6 その他

- (1) 型くずれしないよう、輸送や保管の際には取り扱いに十分注意すること。
- (2) 着用する者は、概ね身長175cm以下であること。